

目黒区都市整備施設指定管理者運営評価委員会設置要綱

平成18年6月30日付け目都計第145号決定

平成21年4月1日付け目都整第88号改正

平成31年4月1日付け目都計第75号改正

(設置)

第1条 指定管理者が行った都市整備部の所管する公の施設の管理運営業務を適切に評価することを目的として、目黒区都市整備施設指定管理者運営評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価委員会は、指定管理者に係る次の事項を所掌する。

- (1) 指定管理者が行った管理運営業務の評価に関する事
- (2) 評価基準に関する事
- (3) その他指定管理者制度に関し委員長が必要と認める事

(構成)

第3条 評価委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者（法律に関する有識者）
- (2) 学識経験者（経営に関する有識者）
- (3) 学識経験者（都市計画、都市施設基盤に関する有識者）
- (4) 都市整備部長
- (5) 街づくり推進部長

(任期)

第4条 委員の任期は、評価委員会の設置の日から指定管理者の運営評価が終わった日までとする。

(委員長等)

第5条 評価委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員による互選により、副委員長は委員長の指名により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 評価委員会は、委員長が招集する。

(会議)

第7条 評価委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 指定管理者が行った管理運営業務の評価に際し、当該指定管理者の役員に就任等している委員は、当該評価案件に係る議事から除くものとする。

3 評価委員会の会議は原則として非公開とする。

(守秘義務)

第8条 評価委員会の委員は、評価の過程を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。その職を解かれた場合も同様とする。

(事務局)

第9条 評価委員会の事務局は、都市整備部都市計画課、都市整備課、土木管理課、道路公園課及び住宅課が担当する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。